

議案第44号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月6日提出

沼田市長 星野 稔

記

1 無償譲渡をする財産

主たる建物

施設の名称	旧沼田市立ぬまた東保育園
所 在	沼田市上原町1801番地66
構 造	鉄筋コンクリート平家建
延床面積	392.04㎡

付属建物1

施設の名称	旧沼田市立ぬまた東保育園 物置
所 在	沼田市上原町1801番地66
構 造	木造平家建
延床面積	24.79㎡

2 無償譲渡の相手方

利根郡昭和村大字川額1306番地

社会福祉法人北毛清流会 理事長 堤 克彦

### 3 無償譲渡の理由

当該財産は、沼田市立ぬまた東保育園として、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る目的を果たしてきたが、近年の少子化に伴い、令和5年3月31日をもって閉園となった。

今後の在り方について、本施設を児童発達支援センターに供するため、当該財産を隣地で障害福祉サービス事業所を運営している社会福祉法人に無償で譲渡するものである。